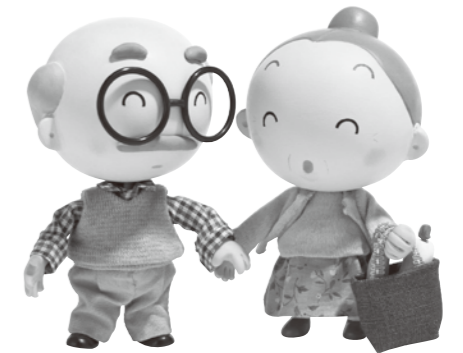


後期高齢者医療制度

75歳以上の方と65歳～74歳で
一定の障がいのある方が対象

今年度の
年間保険料が、**4,300円**または**6,300円**の方は
10月より、年金からのお支払いが再開されます。

(※今年度、加入された方などは除きます。)



9月までの保険料の、
お支払い忘れに
ご注意ください!

6月	7月	8月	9月
9月までは納付書によるお支払い			
昨年度、年金により保険料をお支払いの方で 今年度、お住まいの市町村から保険料の 納付書が届いた方は			
9月までは納付書 で 保険料をお支払いいただくこととなります。			
※口座振替に変更されている方を除きます。			

10月	11月	12月	1月	2月	3月
年金		年金		年金	
10月より 年金 からの お支払いが再開されます。					
※変更手続きは必要ありません。					

※一部市町村では、保険料額が異なります。

※納入通知書または口座振替によるお支払いの時期及び回数
は、市町村により異なります。

※口座振替への変更をご希望される方は、お住まいの市町村
へお申し出ください。

※年金の受給額が年額 18 万円未満の方、後期高齢者医療
制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の 1/2
を超える方は、10 月以降も納付書または口座振替による
お支払いとなります。

全道で約24万7千人の方が、昨年度の制度改正により、平成
20年8月の年金で、年間保険料のお支払いが終わりました。
その方は、今年度の保険料のお支払い方法が、左記のように
年度の途中で変わりますので、ご注意ください。

お問い合わせ先

お住まいの市町村の後期高齢者医療制度担当課または **北海道後期高齢者医療広域連合**

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内

【電話】011-290-5601 【FAX】011-210-5022

【ホームページ】<http://iryokouiki-hokkaido.jp/>